

一般財団法人秋田県消防協会 規程集

平成30年4月1日現在

○一般財団法人秋田県消防協会	定款	1
○一般財団法人秋田県消防協会	評議員会運営要綱	11
○一般財団法人秋田県消防協会	理事会運営要綱	18
○一般財団法人秋田県消防協会	役員等の推薦に関する取扱方針	27
○一般財団法人秋田県消防協会	役員等の報酬規程	32
○一般財団法人秋田県消防協会	会費及び市町村負担金規程	33
○一般財団法人秋田県消防協会	消防互助会規程	34
○一般財団法人秋田県消防協会	消防互助会規程施行規則	37
○一般財団法人秋田県消防協会	表彰規程	46
○一般財団法人秋田県消防協会	表彰規程第2条の運用について	47
○一般財団法人秋田県消防協会	役員退職慰労規程	49
○一般財団法人秋田県消防協会	監査規程	50
○一般財団法人秋田県消防協会と秋田県地域消防団体との連携、協力等に関する規程		51

一般財団法人秋田県消防協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人秋田県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防思想の普及、消防知識技能の向上、消防諸施設の改善、消防活動の強化を図るとともに消防人の福利厚生の充実を推進し、もって社会の災厄を防止し、人類共同の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 消防思想の普及啓発に関すること。

- イ 防火防災思想の普及
- ロ 消防に関する講習会及び展示会等の開催
- ハ 消防殉職者に対する祭祀の執行
- ニ 広報誌その他の刊行及び頒布

(2) 地域消防防災力の向上に関すること。

- イ 消防団員の教養訓練
- ロ 消防技術の向上及び消防設備の斡旋
- ハ 消防団活動の活性化

(3) 消防人の福利厚生に関すること。

- イ 消防功労者の表彰
- ロ 互助会事業
- ハ 福祉共済事業

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項の事業は秋田県において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 正会員 消防職員及び消防団員
- (2) 特別会員 市町村長、特設消防団員(隊員)及びこの法人の事業で密接なる関係を有する者
- (3) 賛助会員 この法人の主旨に賛同し金品を寄贈した者
- (4) 名誉会員 学識経験者及びこの法人のために功績顕著なる者

2 会員は、毎事業年度会費を納めなければならない。

(特別会員等の委嘱)

第6条 特別会員、賛助会員及び名誉会員は、理事会の推薦により、会長これを委嘱する。

第4章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第7条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(経理)

第11条 この会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってこれに充てる。

- (1) 資産及び事業より生ずる収入
 - (2) 交付金及び補助金
 - (3) 市町村負担金及び会費
 - (4) 寄付金
 - (5) その他の収入
- 2 市町村負担金及び会費は理事会において議決し、これを賦課するものとする。

第5章 評 議 員

(評議員)

第12条 この法人に評議員14名以上28名以内を置く。

(評議員長の設置)

第13条 この法人に、評議員長を置く。

2 評議員のうち1名を評議員長とし、評議員会の決議によって選定する。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人

- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は許可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(任 期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評 議 員 会

(構成及び議長)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

2 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(権 限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会長及び評議員長並びに会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上14名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
 - 4 会長以外の理事のうち3名を副会長とし、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、評議員会の招集及び議事録記名押印並びに理事会議長の職務を代行する。
 - 5 会長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問の委嘱)

第30条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第8章 理 事 会

(構成及び議長)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 事 務 局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解 散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(地域消防団体との連携、協力)

第42条 この法人は、この定款に定める目的を達成するため、県内各地域における消防団体と相互に連携し、協力するものとする。

2 前項の連携及び協力に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(委 任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は中泉松之助、業務執行理事は進藤鋼司とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

阿 部 文一郎	成 田 俊 昭	安 部 幸 美	北 林 義 高
小 玉 運 市	本 多 健	大 石 壽 信	高 橋 重 男
佐 藤 金 作	備 後 孫 忠	周 防 彦 宗	佐 藤 保 之
佐 藤 生 治	三 浦 勝 二	佐々木 宗 助	佐々木 一 義
佐 藤 金 一	佐々木 謙 吉	沢 田 正	石 井 直 文
長 岐 順 一	天 野 正 廣	伊 藤 繁	伊 藤 隆
伊 藤 敬 一	阿 曾 時 秀	泉 田 榮 次	佐 藤 博 志

- 5 変更後の定款は、平成28年4月1日から適用する。
- 6 この定款は、平成28年5月25日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会評議員会運営要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、一般財団法人秋田県消防協会の評議員会の運営について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)及び一般財団法人秋田県消防協会定款(以下「定款」という。)の定めに基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 評議員会の開催 (定款第19条関係)

- 1 定時評議員会は、毎事業年度5月に開催する。
- 2 必要がある場合には、臨時に評議員会を開催することができる。

第3 評議員会の決議要件 (定款第21条第1項、第2項関係、法人法第189条、第194条、第198条関係)

1 評議員会の決議要件は、その対象となる決議事項によって法人法第189条第1項によるもの(以下「普通決議」という。)、同第2項によるもの(以下「特別決議」という。)又は法人法198条の読み替えによる同法第112条によるもの(以下「全員同意」という。)に分類される。

- (1) 普通決議 普通決議とは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。
- (2) 特別決議 特別決議とは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行うものとする。
- (3) 全員同意 全員同意とは、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員全員の同意をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的記録(電子メール等)により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったとみなす。

なお、この場合には、議決に加わることのできる評議員の全員の意思表示を記載した書面又は記録した電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第4 評議員会の決議事項

1 普通決議に関する事項(定款第21条第1項関係)

- (1) 評議員及び理事並びに監事の選任(定款第14条、第24条関係)
- (2) 評議員及び理事の解任(定款第14条、第28条関係)
- (3) 理事及び監事の報酬等の額(定款第18条、第29条関係)
- (4) 次の計算書類等の承認(定款第10条第1項関係)
 - ・貸借対照表

- ・損益計算書(正味財産増減計算書)
- ・貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- ・財産目録

(5) 残余財産の処分(定款第39条関係)

(6) 基本財産の処分又は除外の承認(定款第7条第2項関係)

2 特別決議に関する事項(定款第21条第2項関係)

(1) 監事の解任(定款第28条関係)

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準(定款第16条、第18条関係)

(3) 定款の変更(定款第37条関係)

(4) 理事及び監事の責任の一部免除(法人法第113条第1項、第198条関係)

(5) 事業の全部の譲渡(法人法第201条関係)

(6) 解散後の法人の継続(法人法第204条関係)

(7) 合併契約の承認(法人法第247条、第251条、第257条関係)

3 全員同意に関する事項

(1) 理事、監事及び評議員の責任の全部免除(法人法第112条、第198条関係)

第5 評議員会の招集 (定款第20条第1項、第2項、法人法第180条第2項、第181条関係)

1 評議員会の招集は、理事会の決議に基づき会長が行う。

(1) 理事会の決議事項は、次のとおり。

イ 評議員会の日時及び場所

ロ 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

ハ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

(2) 評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員が前号の事項を定める。

2 会長が評議員会の招集を行わない場合には、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集を請求することができる。

3 前項の請求の後、遅滞なく招集手続きが行われない場合や、請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集通知が発せられない場合には、評議員は、裁判所の許可を得て、自ら評議員会を招集することができる。

第6 評議員会の議事録(定款第22条、法人法第193条、同施行規則第60条)

1 議事録は、評議員会の日(第3の2の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議事録の作成は、書面をもって行う。

3 会長及び評議員長並びに会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

4 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

(1) 評議員会が開催された日時及び場所

(2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (4) 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 法人法第74条第1項（監事の選任等についての意見の陳述）
 - ② 法人法第74条第2項（監事を辞任した者の辞任理由の陳述）
 - ③ 法人法第102条（監事の評議員会に対する報告義務）
 - ④ 法人法第105条第3項（監事の監事報酬等についての意見陳述）
 - (5) 出席した評議員、理事及び監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 5 第3の2の規定（法人法第194条第1項）により評議員会の決議があったものとみなされた場合には、議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 6 法人法第195条の規定により評議員会への報告を要しないものとされた場合には、議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7 評議員の任期等（定款第12条、第15条関係）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までと定められており、任期満了又は自らの意思で辞任しない限りは、原則として評議員の地位を失うことはない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員の定数に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した評議員は、新任された評議員が就任するまでの間、引き続き職務を遂行するものとする。
- 4 選任された評議員は、別記様式第1号「評議員就任承諾書」に別紙「誓約書」を添付し、協会に提出しなければならない。
- 5 辞任しようとする評議員は、別記様式第2号「評議員辞任届」を協会に提出しなければならない。

- 1 この要綱は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

【別紙】(評議員会運営要綱第7の4関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

一般財団法人秋田県消防協会 御中

住 所 〒 -
(ふりがな)

氏 名 (印)

生年月日 昭和 年 月 日

私は、下記1の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)が規定する欠格事由に該当しないこと、また、下記2の個人情報の取扱いに同意することを誓約します。

記

1 認定法が規定する欠格事由について

認定法第6条第1号ロ、ハ、ニに規定する理事、監事及び評議員の欠格事由について、いずれの欠格事由にも該当しません。

《参考》 認定法第6条第1号ロ、ハ、ニ(要約)

(1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ア 認定法の規定に違反したこと

イ 公益社団法人及び公益財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと

エ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと

オ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと

カ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 個人情報の取扱いについて

公益認定を取り消された場合には、認定法第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、他の行政機関への情報の提供について、同意します。

(捨印)

評 議 員 就 任 承 諾 書

私は、平成 年 月 日、貴法人の評議員に選任されたので、その就任を
承諾します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

一般財団法人 秋田県消防協会 御中

- * 日付は評議員会の日付、住所は自宅の住所とし、直筆にて署名して下さい。
- * 誓約書も同様に記載し、添付して下さい。

【様式第2号】(評議員会運営要綱第7の5関係)

(捨印)

評 議 員 辞 任 届

私は、貴法人の評議員を辞任しますので届出します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

一般財団法人 秋田県消防協会 御中

* 日付は評議員会の日付、住所は自宅の住所とし、直筆にて署名して下さい。

一般財団法人秋田県消防協会理事会運営要綱

第1 要綱の趣旨

この要綱は、一般財団法人秋田県消防協会の理事会の運営について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)及び一般財団法人秋田県消防協会定款(以下「定款」という。)並びに該当する一般財団法人秋田県消防協会の規程、規則等(以下「規程等」という。)の定めに基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 理事会の開催 (定款第25条第3項関係)

- 1 理事会は、毎事業年度に3回開催することとし、その開催時期は、次のとおりとする。
 - (1) 第1回理事会 5月(事業報告、決算及び評議員会提出議案の承認等)
 - (2) 第2回理事会 8月(重要な事業実施計画の決定等)
 - (3) 第3回理事会 2月(次年度の事業計画及び収支予算の承認等)
- 2 会長が必要と認めるときは、臨時に理事会を開催することができる。

第3 理事会の決議要件 (定款第34条、法人法第96条関係)

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録(電子メール等)により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べたときを除いて、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。

なお、この場合には、議決に加わることのできる理事の全員の意思表示を記載した書面又は記録した電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第4 理事会の決議事項 (定款第6条、第7条、第9条、第10条、第20条、第24条、第32条、第36条、法人法第90条第4項関係、規程等)

- 1 理事会は、協会の業務執行の決定を行う。
 - (1) 事業計画及び収支予算の承認(事業計画の変更及び収支予算の補正も含む。)
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 評議員会の招集の決議
 - (4) 規程、規則、要綱等の制定又は改正の承認
 - (5) 消防大会、消防操法大会その他重要な事業実施計画の決定
 - (6) 会員等の表彰及び役員退職慰労に関する承認
 - (7) 県、国その他関係団体に対する重要な通知、依頼、報告、回答等の検討

- (8) 基本財産その他重要な財産の処分及び譲受けの決定
 - (9) 会費及び市町村負担金の額の決定
 - (10) 消防互助会の掛金の額その他重要な事項の決議
 - (11) 特定費用準備資金及び資産取得資金の設置又は取崩しの承認
 - (12) 多額の借財の決定
 - (13) 特別会員、賛助会員及び名誉会員の推薦
 - (14) 顧問、事務局長及び重要な職員の選任及び解任
 - (15) 重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
 - (16) 上記のほか会長が特に必要と認めた事項の検討
- 2 理事会は、会長及び業務執行理事の職務執行を監督する。
 - 3 理事会は、会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職を行う。
 - 4 理事会は、理事、監事及び評議員の選任に当たっては、地域消防団体の意向を反映し、その候補者を評議員会に推薦することができる。

第5 理事会の招集（定款第33条、法人法第93条第2項、第3項、第101条第2項、第3項関係）

- 1 理事会の招集は、会長が行う。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、会長に対して、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、この請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が出されない場合には、理事会の招集を請求した理事は、自ら理事会を招集することができる。
- 5 監事は、理事が不正の行為をするか、不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令・定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、必要に応じて会長又は理事に対して理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった日から5日以内に、この請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が出されない場合には、理事会の招集を請求した監事は、自ら理事会を招集することができる。

第6 理事会の議事録（定款第35条、法人法第95条第3項、同施行規則第15条）

- 1 議事録は、理事会の日（第3の2の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 議事録の作成は、書面をもって行う。
- 3 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事会が次に掲げる規定により招集された場合には、その旨
 - ① 第5の3の規定によるもの（法人法第93条第2項 理事の請求による招集）

- ② 第5の4の規定によるもの（法人法第93条第3項 理事が招集）
- ③ 第5の5の規定によるもの（法人法第101条第2項 監事の請求による招集）
- ④ 第5の6の規定によるもの（法人法第101条第3項 監事が招集）
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 法人法第92条第2項（理事の協会との取引等の制限）
 - ② 法人法第100条（監事の理事会への報告義務）
 - ③ 法人法第101条第1項（監事の理事会での意見）
- (6) 出席した理事の氏名（会長を除く。）
- (7) 議長の氏名
- 5 第3の2の規定（法人法第96条）により理事会の決議があったものとみなされた場合には、議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 6 法人法第98条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合には、議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。
 - (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第7 正副会長会議の開催

- 1 会長は、必要に応じ正副会長会議を開催することができる。
- 2 正副会長会議は、会長、副会長及び業務執行理事で構成する。

第8 理事及び監事の任期等（定款第23条、定款第27条関係）

- 1 理事及び監事（以下「役員」という。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までと定められているが、その地位は、任期満了又は自らの意思で辞任する場合に失うほか、評議員会の決議により解任させられることがある。
- 2 任期満了前に退任した役員の後任として選任された役員は、退任した役員は、退任した役員は、任期の満了する時までとする。
- 3 役員の数に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した役員は、新任された役員が就任するまでの間、引き続き職務を遂行するものとする。
- 4 選任された役員は、別記様式第1号「理事就任承諾書」又は別記様式第3号「監事就任承諾書」に別紙「誓約書」を添付し、協会に提出しなければならない。

- 5 辞任しようとする役員は、別記様式第2号「理事辞任届」又は別記様式第4号「監事辞任届」を協会に提出しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

【別紙】(理事会運営要綱第8の4関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

一般財団法人秋田県消防協会 御中

住 所 〒 -
(ふりがな)

氏 名 (印)

生年月日 昭和 年 月 日

私は、下記1の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)が規定する欠格事由に該当しないこと、また、下記2の個人情報の取扱いに同意することを誓約します。

記

1 認定法が規定する欠格事由について

認定法第6条第1号ロ、ハ、ニに規定する理事、監事及び評議員の欠格事由について、いずれの欠格事由にも該当しません。

《参考》 認定法第6条第1号ロ、ハ、ニ(要約)

(1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ア 認定法の規定に違反したこと

イ 公益社団法人及び公益財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと

エ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと

オ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと

カ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 個人情報の取扱いについて

公益認定を取り消された場合には、認定法第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、他の行政機関への情報の提供について、同意します。

(捨印)

理事就任承諾書

私は、平成 年 月 日、貴法人の理事に選任されたので、その就任を承諾します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

一般財団法人 秋田県消防協会 御中

- * 日付は評議員会の日付、住所は自宅の住所とし、直筆にて署名して下さい。
- * 誓約書も同様に記載し、添付して下さい。

【様式第2号】(理事会運営要綱第8の5関係)

(捨印)

理事辞任届

私は、貴法人の理事を辞任しますので届出します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

一般財団法人 秋田県消防協会 御中

* 日付は評議員会の日付、住所は自宅の住所とし、直筆にて署名して下さい。

(捨印)

監事就任承諾書

私は、平成 年 月 日、貴法人の監事に選任されたので、その就任を承諾します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

一般財団法人 秋田県消防協会 御中

- * 日付は評議員会の日付、住所は自宅の住所とし、直筆にて署名して下さい。
- * 誓約書も同様に記載し、添付して下さい。

【様式第4号】(理事会運営要綱第8の5関係)

(捨印)

監事辞任届

私は、貴法人の監事を辞任しますので届出します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

一般財団法人 秋田県消防協会 御中

* 日付は評議員会の日付、住所は自宅の住所とし、直筆にて署名して下さい。

一般財団法人秋田県消防協会役員等の推薦に関する取扱方針

平成21年度第3回理事会承認事項(平成22年1月28日)

平成22年度第3回理事会承認事項(平成23年1月28日)

平成25年度第1回理事会承認事項(平成25年5月9日)

平成27年度第2回理事会承認事項(平成27年8月26日)

平成27年度第3回理事会承認事項(平成28年3月14日)

平成28年度書面決議(平成28年4月5日)

平成28年度第1回理事会承認事項(平成28年5月10日)

第1 役員等の選任に関する取扱い

1 選任の方法

評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)の選任は、定款第14条第1項及び第24条第1項の規定により、評議員会の決議によって行われる。

2 役員等の候補者の推薦

- (1) 役員等の候補者については、定款第42条第1項に定める地域消防団体(以下「支部」という。)の意向を反映し、理事会が評議員会に推薦することができるものとする。
- (2) 支部は、前に推薦した役員等が任期満了となったとき、又は、自らの意思等で任期満了前に辞任したとき、若しくは、死亡したときは、別紙様式により後任の者を協会へ推薦できるものとする。

第2 役員等の推薦に関する方針

1 評議員

- (1) 評議員は、支部が推薦する消防団及び消防本部の関係者で構成することとするが、理事又は監事(以下「役員」という。)を輩出している消防団及び消防本部からは推薦できないものとする。
- (2) 1支部当たりの消防団数が少ない場合にあつては、前号の規定に関わらず、役員を輩出している消防団からも推薦することができるものとする。
- (3) 消防本部からの推薦者数は、役員を輩出している消防本部を除いた3名以内とする。

2 理事

- (1) 理事は、消防団、消防本部、行政の代表及び協会事務局長で構成することとする。
- (2) 消防団に係る理事の総数は9名以内とし、各支部からの推薦者数は1名を上限とし、それぞれの支部の代表とする。
- (3) 消防本部に係る理事の総数は3名以内とし、秋田県消防長会からの推薦によることとする。

- (4) 行政代表の理事については、協会が秋田県総務部総合防災課長を推薦することができるものとする。
- (5) 協会事務局長は協会が推薦するものとし、選任後は業務執行理事を兼ねることとする。

3 監事

- (1) 監事は消防団の代表とし、その総数は3名以内とする。
- (2) 支部からの推薦者数は1名を上限とするが、会長又は副会長を輩出している支部からは推薦できないものとする。

第3 役員等の定数に関する考え方

1 評議員

- (1) 定数の上限は、支部が9支部あること、また、消防の広域化の進展等に伴い、消防本部の統廃合が見込まれることから、平成22年4月1日現在の消防本部数に基づき、28名とする。
- (2) 定数の下限は、次の事項を勘案し14名とする。
 - ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第137条第3項で3名以上と定められていること。
 - ② 「租税特別措置法」の関連通達では、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等や人格のない社団又は財団等に対する贈与税の課税等において、非課税等の特例を受けるためには6名以上の評議員が必要とされていること。
 - ③ 定款第21条第1項の規定では特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席が必要なこと、及び、協会の目的や事業の推進上、定数上限の過半数を確保することが望ましいこと。

2 理事

- (1) 定数の上限は、財団法人秋田県消防協会と同じ14名とする。
- (2) 定数の下限は、次の事項を勘案し9名とする。
 - ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第177条において準用する第65条第3項で3名以上と定められていること。
 - ② 「租税特別措置法」の関連通達では、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等や人格のない社団又は財団等に対する贈与税の課税等において、非課税等の特例を受けるためには6名以上の理事が必要とされていること。
 - ③ 消防団及び消防本部から推薦する理事の下限は、定款第34条第1項の規定では特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席が必要なこと、及び、協会の目的や事業の推進上、定数上限の過半数以上を確保することが望ましいこと。

3 監事

- (1) 定数の上限は、財団法人秋田県消防協会と同じ3名とする。

(2) 定数の下限は、次の事項を勘案し2名とする。

- ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では1名以上と定められていること。
- ② 「租税特別措置法」の関連通達では、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等や人格のない社団又は財団等に対する贈与税の課税等において、非課税等の特例を受けるためには2名以上の監事が必要とされていること。

第4 その他

1 役員等が死亡したときの取扱い

- (1) 役員等が死亡したときは、当協会の登記事項に変更が生じるため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第303条の規定に基づき、変更の登記をしなければならない。
- (2) 役員等が死亡したときは、当該役員等が属する支部又は消防団若しくは消防本部は、二週間以内に、次の書類のうちいずれか一の原本を協会に提出するものとする。

ア 戸籍謄本

イ 除籍謄本

ウ 死亡診断書

【別紙様式】

平成 年 月 日

一般財団法人 秋田県消防協会長 様

秋田県消防協会 ○○支部長

評議員・理事・監事候補者の推薦について

一般財団法人秋田県消防協会の評議員・理事・監事の候補者について、次の者を推薦します。

候補者の氏名

推薦する 役職名	氏 名	所 属	階級・職名

■添付資料 『評議員・理事・監事候補者の履歴』

《作成上の注意事項》

○候補者ごとに別葉に作成の上、推薦書に添付して下さい。

【添付資料】

評議員・理事・監事候補者の履歴

ふりがな
候補者の氏名 _____

現住所		
生年月日	昭和 年 月 日	(歳)
最終学歴	(年 月卒業)	
職業		
入団・採用年月	年 月 日	(勤続年数 年)
消防歴	昇任年月	昇任等した階級・職名
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
県協会・支部歴	就任した期間	就任した役職名
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
公職歴	就任した期間	市町村議会議員等公職の名称
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
賞	授賞年月	授与された表彰等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
兼職の状況	兼職している法人・団体名	役職名

一般財団法人秋田県消防協会役員等の報酬規程

一般財団法人秋田県消防協会定款第16条及び第29条に定めるとおり、評議員及び理事並びに監事は、全員無報酬とする。

ただし、常勤の役員については、一般財団法人秋田県消防協会職員給与規程に基づいて支給するものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成26年5月13日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年5月25日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会会費及び市町村負担金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田県消防協会(以下「協会」という。)の会費及び市町村負担金(以下「会費等」という。)について、定款の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の額)

第2条 会費等の額は、次のとおりとする。

(1) 会費の額は、1人年額300円とする。

(2) 市町村負担金の額は、毎会計年度の始まる前に、秋田県市長会及び秋田県町村会との協議を経て決定することとなるが、協会が要望する賦課基準は次のとおりとする。

ア 世帯数割 13円 (世帯数は、国勢調査確定値による。)

イ 会員数割 11円

2 会費の額及び市町村負担金の賦課基準の変更は、定款第11条第2項の規定により理事会において議決するものとする。

(会費等の使途)

第3条 納入された会費等は、その2分の1以上を公益目的事業の実施に要する経費に支弁するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成23年5月27日から施行する。

2 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成28年5月25日から施行する。

5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会消防互助会規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、一般財団法人秋田県消防協会消防互助会(以下「消防互助会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 消防互助会は、事務所を一般財団法人秋田県消防協会(以下「協会」という。)に置く。

(運営)

第3条 消防互助会は、協会の事業として運営する。

第2章 会 員

(会員)

第4条 消防互助会は、次の各号に掲げるもののうち、消防互助会への入会の届出を提出した者をもって組織する。

- (1) 協会会員
- (2) 協会役職員
- (3) 秋田県及び秋田県市町村の消防事務担当者

2 会員は、掛金を納付しなければならない。

第3章 目的及び事業

(目的)

第5条 消防互助会は、協会の目的及び事業の円滑な推進に寄与するため、会員相互の共存共栄及び親睦融和を図るとともに消防士気の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第6条 消防互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 罹災見舞金贈呈事業
- (2) 弔慰・傷痍見舞金贈呈事業
- (3) 結婚祝い金贈呈事業

- (4) その他、協会の運営に必要な事業

第4章 会 計

(財源)

第7条 消防互助会の財源は、会員の掛金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第8条 消防互助会の会計は、協会の会計として処理する。

2 消防互助会は、協会の会計の人件費の一部及び管理的経費の概ね4分の1相当の額を負担するものとする。

(1) 人件費は、給与、共済費及び退職給付引当金とする。

(2) 管理的経費は、接待交際費、旅費交通費、通信運搬費、備品消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料費、賃借料、諸謝金、負担金、租税公課費及び管理諸費とする。

3 会計年度内に、消防互助会の事業を実施する財源に支障をきたしたときは、協会の理事会の決議に基づき、処理するものとする。

(会計年度)

第9条 消防互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 審議委員会

(構成)

第10条 審議委員会は、協会の理事14人をもって構成する。

(職務)

第11条 審議委員会は、消防互助会に関する次の事項について審議を行うものとする。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 掛金の額及び第6条の事業内容の変更に関すること。

(3) 会計年度内に財源に支障をきたしたときの対応に関すること。

(4) その他協会の会長が必要と認めた事項に関すること。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程(平成20年4月1日最終改正)及び財団法人秋田県消防協会弔慰見舞金贈与規程(平成20年4月1日最終改正)は、平成23年3月31日で廃止する。

- 3 この規程は、平成23年5月27日から施行する。
- 4 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 5 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会消防互助会規程施行規則

第1章 一般的取扱い

(入会の届出)

第1条 一般財団法人秋田県消防協会消防互助会規程(以下「規程」という。)第4条の会員は、消防長又は消防団長が別紙様式第1号「入会届出書」に所定の事項を記入し、掛金を添えて一般財団法人秋田県消防協会会長(以下「会長」という。)に提出することにより、会員の資格を有することができるものとする。

(資格の継承)

第2条 規程第4条の会員(以下「会員」という。)が死亡し又は一般財団法人秋田県消防協会(以下「協会」という。)を退会したときはその資格を失い、新たに会員となった者がその資格を継承することができる。

2 年度途中において実増員のときは、入会届出書に掛金を添えて入会するものとする。

(見舞金等の申請)

第3条 会員は、罹災見舞金又は弔慰・傷痍見舞金あるいは結婚祝い金(以下「見舞金等」という。)の贈呈を受けようとするときは、別紙様式第2号「見舞金等交付申請書」に所定の事項を記入し、所属の消防長又は消防団長へ提出しなければならない。

2 弔慰・傷痍見舞金のうち会員が死亡したとき又は消防職員及び消防団員以外のもので災害防止に協力した者(以下「会員以外」という。)が該当する場合は、次により行うものとする。

(1) 会員が死亡したときは、その遺族が別紙様式第2号「見舞金等交付申請書」の申請の欄に所定の事項を記入し、所属の消防長又は消防団長へ提出するものとする。

(2) 会員以外の者の場合は、所轄の消防長又は消防団長が別紙様式第4号「弔慰・傷痍見舞金交付申請書」に所定の事項を記入し、会長に申請するものとする。

3 別紙様式第2号「見舞金等交付申請書」を受理した消防長又は消防団長は、遅滞なく別紙様式第3号「交付申請確認書」の確認の欄に所定の事項を記入し、会長に進達するものとする。

(見舞金等の支払い)

第4条 見舞金等は、審査後1ヶ月以内に支払いするものとする。

(効力)

第5条 見舞金等の贈呈を受ける効力は、入会申込書を提出し、掛金として年額を送金した翌日(銀行等の送金領収書又は直接協会へ納金した領収書の日付の翌日)の午前0時より始まり、満1カ年満了の日の午後12時までとする。

- 2 本施行規則による見舞金等は特別の事情がない限り、支払い事由が発生してから1年間交付申請がないものは、その効力を喪失するものとする。

(用語の定義)

第6条 この施行規則における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 全焼・全壊 全部又は3分の2程度以上の焼失又は損壊があったもの
- (2) 半焼・半壊 3分の2程度以下の焼失又は損壊があったもの
- (3) 職務のため 命により出動又は出張したもの

第2章 罹災見舞金贈呈事業

(贈呈の対象)

第7条 見舞金贈呈の対象となる罹災は、火災、地震、落雷、風水害及び豪雪など(以下、「火災・風水害等」という)により災害を受けた場合とする。

- 2 見舞金は、会員が現に居住する住家、非住家及びその建物内の家財が罹災したとき、会員に対して贈呈する。
- 3 現に居住する住家の罹災には、所有権の有無を問わないで該当する見舞金を贈呈する。
- 4 会員が2人以上同居する住家が罹災したときは、いずれか1人の会員に対しては住家に係る見舞金を贈呈するものとし、それ以外の会員に対しては、当該会員が所有する家財に係る見舞金を贈呈する。
- 5 会員が現に居住する住家、非住家及びその建物内の家財のうち二つ以上が同時に罹災した場合には、該当する罹災見舞金のうち最も高額なものを贈呈する。

(贈呈の除外)

第8条 本人又は家族の故意による罹災については、見舞金は贈呈しない。

(贈呈の基準)

第9条 見舞金の贈呈金額は、次の区分により支払いするものとする。

罹災の区分	損害額	見舞金額
火災・風水害等により住家が全焼、全壊又は流失したとき		100,000円
火災・風水害等により住家が半焼又は半壊したとき	200万円以上	60,000円
	100万円以上200万円未満	40,000円
	20万円以上100万円未満	20,000円
火災・風水害等により非住家又は家財が焼失又は損壊したとき	200万円以上	30,000円
	100万円以上200万円未満	20,000円
	20万円以上100万円未満	10,000円

第3章 弔慰・傷痍見舞金贈呈事業

(贈呈の対象)

第10条 会員が死亡したとき又は職務のため傷痍を受けたとき、会員又はその遺族対して見舞金を贈呈する。

2 会員以外の者が災害防止に協力し災厄に遭ったとき、当該者又はその遺族に対し見舞金を贈呈する。

(贈呈の基準)

第11条 見舞金の贈呈金額は、次の区分により支払いするものとする。

会員区分	死亡及び傷痍の区分	見舞金額
会員	職務のため死亡したもの	20,000円
	職務のため傷痍を受け重度障害となったもの	20,000円
	職務のため傷痍を受け1ヶ月以上療養したもの	10,000円
	在職中に死亡したもの	10,000円
会員以外	火災・風水害等災害防止のため死亡したもの	20,000円
	火災・風水害等災害防止のため傷痍を受け重度障害となったもの	20,000円
	火災・風水害等災害防止のため傷痍を受け医療長期にわたったもの	10,000円

第4章 結婚祝い金贈呈事業

(贈呈の対象)

第12条 会員が結婚したとき、祝い金を贈呈する。

(贈呈の基準)

第13条 祝い金の贈呈額は、10,000円とする。

第5章 会 計

(掛金)

第14条 掛金は1人につき年額300円とする。ただし、必要に応じ協会の理事会の議決により変更することができる。

(簿冊)

第15条 この会の事務を処理するため、次の簿冊を備える。

- (1) 入会届出書
- (2) 現金出納簿

- (3) 見舞金等交付申請関係書類
- (4) 見舞金等決裁関係書類
- (5) 審議委員会議事録

附則

- 1 この施行規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 財団法人秋田県消防協会罹災互助会規程施行細則は、平成23年3月31日で廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず平成22年度の会員にあつては、施行規則第5条第1項の効力を有するものとみなし、この施行規則の定めるところにより見舞金等の贈呈を受けることができる。ただし、会員でなくなったとき、その効力は喪失する。
- 4 この施行規則は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 5 この施行規則は、平成24年4月26日から施行する。
- 6 改正後の施行規則第9条の規定は、平成24年4月1日以降において事由の発生した見舞金から適用する。
- 7 この施行規則は、平成28年4月1日から施行する。

【様式第1号】消防互助会入会届出書

平成 年 月 日

一般財団法人 秋田県消防協会長 様

〇〇消防長 (印)

又は

〇〇消防団長 (印)

消防互助会への入会について(届出)

次の者が入会しましたので、掛金を添えて届出します。

区 分	定 員	実 員	入会者	摘 要
消防団員	名	名	名	
消防職員				
その他協会会員				
市町村職員				
計				

【様式第2号】見舞金等交付申請書

見舞金等交付申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 秋田県消防協会長 様

会員の氏名等	
所属名	
職名又は階級名	
会員の氏名	(印)
住所	
生年月日	(歳)
入団(採用)年月日	(年)
(会員が死亡した場合)	
遺族の氏名	(印)
会員との続柄	

一般財団法人秋田県消防協会消防互助会規程施行規則第3条により、下記のとおり申請します。

1 申請の内容

見舞金等の種類	贈呈の事由				
□罹災見舞金	罹災年月日	平成 年 月 日			
	罹災の場所				
	災害の種類	□火災 □地震 □風水害 □豪雪 □その他			
	対象の損害	□住家	□全焼・全壊	損害額	□ 200万円以上
			□半焼・半壊		□ 100～200万円
					□ 20～100万円未満
		□非住家		損害額	□ 200万円以上
					□ 100～200万円
					□ 20～100万円未満
		□家財		損害額	□ 200万円以上
				□ 100～200万円	
				□ 20～100万円未満	
□弔慰・傷痕 見舞金	罹災年月日	平成 年 月 日			
	対象の区分	□職務のため	□死亡 □重度障害 □長期療養		
		□在職中に死亡			
出動の種類	□火災 □風水害等の災害 □演習訓練 □救助 □捜索 □特別警戒 □その他				
□結婚祝い金	入籍年月日	平成 年 月 日			

2 送金を受ける銀行及び口座番号

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義(カタカナ)

【様式第2号「見舞金等交付申請書」関係】

(注1)見舞金等の種類 該当する□にチェック (✓) して下さい。

(注2)贈呈の事由 該当する□にチェック (✓) し、記入事項がある場合は記載して下さい。

(注3)添付書類

1. 罹災見舞金 特になし
2. 弔慰・傷痍見舞金
 - ①死亡のとき 死亡診断書又はその写し
 - ②傷痍を受けたとき 重度障害 障害の程度を証明する書類又はその写し
入院 入院証明書又はその写し
傷病治療 診断書又はその写し
3. 結婚祝い金 特になし

【様式第3号】見舞金等交付申請確認書

見舞金等交付申請確認書

平成 年 月 日

一般財団法人 秋田県消防協会長 様

〇〇消防長(印)

又は

〇〇消防団長(印)

次の者に係る見舞金等交付申請の内容は、記載のとおりであることを証明します。

見舞金等交付申請者の氏名

(弔慰・傷痍見舞金のうち職務のため死亡又は傷痍を受けた場合に係る申請については、その内容を詳細に報告して下さい。)

【様式第4号】弔慰・傷痍見舞金交付申請書

弔慰・傷痍見舞金交付申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 秋田県消防協会長 様

〇〇消防長 (印)

又は〇〇消防団長 (印)

次の者は、平成 年 月 日に発生した災害において、消防防災活動に献身的に協力したので、一般財団法人秋田県消防協会消防互助会規程施行規則第3条により、見舞金の交付を申請します。

1 罹災者の氏名等

罹災者	
氏名	(満 歳)
住所	
(罹災者が死亡した場合)	
遺族の氏名	
罹災者との続柄	

2 災害の概要

3 罹災の内容

見舞金の種別	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重度障害 <input type="checkbox"/> 長期療養
贈 呈 の 事 由	災害の種類 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他
	罹災年月日 平成 年 月 日 (死亡した場合: 死亡年月日 平成 年 月 日)
	協力した消防防災活動の内容
	罹災したときの状況
	障害・療養の内容

4 送金を受ける銀行及び口座番号

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義(カタカナ)

一般財団法人秋田県消防協会表彰規程

第1条 一般財団法人秋田県消防協会定款第4条の表彰は、この規程による。

第2条 消防団体及び会員にして、次の各号の一に該当すると認められるときは、これを表彰する。

- (1) 消防団にして規律厳正、技能熟達し、平素よく一致協力して使命達成に努力し、その成績優秀で他の模範となるもの
- (2) 会員にして勤務勤勉、技能に熟達し、平素よく率先垂範して使命達成に尽くし、功績顕著なる者
- (3) 水火災その他の災害現場において危険を冒して活動し、その功労が抜群であるもの
- (4) 会員にして消防に10年以上勤続し、成績優秀である者(勤続章)
- (5) 会員にして消防に30年以上勤続し、消防職務に精励し、功労抜群である者(功労章)

第3条 学校又は災害予防団体若しくは幼年消防クラブ等にして、次の各号に該当すると認めるときは、その名誉を表彰する。

- (1) 水火災予防施設の充実を図り、防火水防訓練優秀であって、他の模範に足るもの
- (2) 火災予防に尽力し、その功績顕著なるもの
- (3) 災害現場における功労抜群なるもの

第4条 前二条以外のもので、前二条に相当する功績のあるものに対しても表彰する。

附則

- 1 この規程は、昭和23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和49年10月26日から施行する。
- 3 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 現行の秋田県消防協会表彰規程(平成17年4月1日最終改正)は廃止する。
- 5 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 8 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会表彰規程第2条の運用について

第1条 一般財団法人秋田県消防協会表彰規程(以下「規程」という。)第2条は、次により運用する。

第2条 規程第2条第1号及び第2号は、次に掲げる消防団(支団及び分団を含む。)及び消防団員を表彰する。

(1) 秋田県消防操法大会において、優秀な成績を収めた消防団

① 小型ポンプ操法の部

ア 優勝、第2位及び第3位の消防団には、賞状及び賞品を授与する。

②ポンプ車操法の部

ア 優勝した消防団には、優勝旗、賞状及び賞品を授与する。

イ 第2位及び第3位の消防団には、賞状及び賞品を授与する。

③軽可搬ポンプ操法の部

ア 優勝、第2位及び第3位の消防団には、賞状及び賞品を授与する。

(2) 秋田県消防操法大会において、優秀な成績を収めた消防団員

① 小型ポンプ操法の部

成績優秀な消防団員(指揮者・1番員・2番員・3番員)には、賞状及び賞品を授与する。

② ポンプ車操法の部

成績優秀な消防団員(指揮者・1番員・2番員・3番員・4番員)には、賞状及び賞品を授与する。

(3) 地域消防団体(支部)における消防操法大会において、優秀な成績を収めた消防団

会長は、当該地域消防団体の長(当該支部長)の申請により、賞状及び竿頭綬を授与することができる。

(4) その他特に会長が認めた消防団

理事会が特別な事由により表彰することが適当と認めた消防団には、表彰状を授与する。

第3条 規程第2条第2号は、役員退職慰労規程(平成5年2月9日施行)に該当する者を除き、理事会が特別な事由により表彰することが適当と認めた会員に感謝状を授与することができる。

第4条 規程第2条第3号は、次に掲げるものに対し、特別功労章及び記念品を授与することができる。ただし、表彰には理事会の承認を必要とする。

(1) 災害現場において、消防職務をよく遂行し、もってその職に殉じた会員

(2) 災害現場において、功労抜群の消防活動をなし、社会に大きな感動を与えた消防団体及び会

員

(3) 災害現場等において、消防職務に献身し、その功労顕著であった消防団体及び会員

第5条 規程第2条第4号の勤続章は、消防本部又は消防団に10年以上勤続した会員に、表彰状及び徽章を授与する。

第6条 規程第2条第5号の功労章は、消防本部又は消防団に30年以上勤続した会員に、表彰状を授与する。ただし、次の要件を満たさなければならない。

ア 次の表彰のいずれも受章していない者であること。

消防庁長官表彰	功労章、永年勤続功労章
日本消防協会長表彰	功績章、精績章
秋田県知事表彰	有功章

イ 当該功労章を受章した者は、上記アの表彰を受章することができないこと。

附則

- 1 この運用は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この運用は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 3 この運用は、平成26年8月26日から施行する。
- 4 この運用は、平成28年4月1日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会役員退職慰労規程

会長は、一般財団法人秋田県消防協会の役員として長年の間(6年以上)在職し、著しい功績があったと認められる場合には、退任する役員に対し、理事会の議を経て、その功労に報いるため感謝状及び記念品を贈ることができる。

附則

- 1 この規程は、平成5年2月9日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 3 在職期間には、財団法人秋田県消防協会の役員の期間も加算するものとする。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 在職期間には、財団法人秋田県消防協会及び公益財団法人秋田県消防協会のそれぞれの役員の期間も加算するものとする。

一般財団法人秋田県消防協会監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田県消防協会(以下「協会」という。)の監事の監査について、法令又は定款の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、協会の財産及び業務の執行について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

(対象)

第3条 監査は、協会の財産の状況及び業務の執行状況について行う。

(監査の実施)

第4条 監事は、監査の結果について、監査報告書を作成し、会長に報告しなければならない。その場合において、業務の改善又は是正が必要であると認めるときは、その旨の意見を付する。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を行うとともに、その結果を監事に報告しなければならない。

(重要事項の報告)

第5条 協会において業務上重要な事項が発生したときは、会長は、速やかに監事に報告しなければならない。

(会議への出席)

第6条 監事は、協会において必要な会議に出席して意見を述べることができる。

附則

- 1 この規程は、平成23年5月27日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

一般財団法人秋田県消防協会と秋田県地域消防団体との連携、協力等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人秋田県消防協会定款(以下「定款」という。)第42条第2項の規定に基づき、一般財団法人秋田県消防協会(以下「協会」という。)と秋田県内の地域消防団体(以下「支部」という。)との連携、協力等について必要な事項を定める。

(支部との連携、協力)

第2条 協会は、定款第3条の目的を達成するため支部と相互に連携し、支部に対し、定款第4条に規定する事業の執行又は運営について協力を依頼するものとする。

2 支部は、協会から事業の執行又は運営について協力の依頼があった場合には、これを受諾し、善意ある執行又は運営を行うものとする。

3 事業の執行又は運営に当たって疑義が生じた場合には、双方で協議の上、解決するものとする。

(支部の範囲)

第3条 支部の範囲は、次のとおりとする。ただし、当該支部の承認を得てその範囲を変更することができるものとする。

地域の名称	支部の範囲
鹿角	鹿角市、鹿角郡
北秋田	大館市、北秋田市、北秋田郡
山本	能代市、山本郡
南秋田	男鹿市、潟上市、南秋田郡
秋田	秋田市
由利	由利本荘市、にかほ市
仙北	大仙市、仙北市、仙北郡
平鹿	横手市
雄勝	湯沢市、雄勝郡

(支部の構成)

第4条 支部は、当該地域で活動している次の機関・団体で構成されるものとする。

ア 消防本部(消防署)

イ 消防団

ウ その他、特設消防団(隊)や婦人消防隊等で当該支部が認めた機関・団体

(支部の名称)

第5条 支部は、秋田県消防協会〇〇支部と称することができる。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年5月25日から施行する。